

障がい学生支援における合理的配慮の 調整過程に関する考察

吉原 正治¹⁾, 岡本 百合¹⁾, 内野 悌司¹⁾
 日山 亨¹⁾, 三宅 典恵¹⁾, 磯部 典子¹⁾
 黄 正国¹⁾, 永澤 一恵¹⁾, 小島奈々恵¹⁾
 杉原美由紀¹⁾, 矢式 寿子¹⁾, 石原 令子¹⁾
 塩野 里恵¹⁾, 山本 幹雄²⁾, 佐野(藤田)真理子²⁾

キーワード：障がい学生, 合理的配慮, 大学

Adjustment process of reasonable accommodation for students with disability

Masaharu YOSHIHARA¹⁾, Yuri OKAMOTO¹⁾, Teiji UCHINO¹⁾
 Toru HIYAMA¹⁾, Yoshie MIYAKE¹⁾, Noriko ISOBE¹⁾
 Zhengguo Huang¹⁾, Ichie NAGASAWA¹⁾, Nanae KOJIMA¹⁾
 Miyuki SUGIHARA¹⁾, Hisako YASHIKI¹⁾, Reiko ISHIHARA¹⁾
 Rie SHIONO¹⁾, Mikio YAMAMOTO¹⁾, Mariko SANO (FUJITA)²⁾

Key words: students with disability, reasonable accommodation, university

I . はじめに

大学には多様な学生が在籍し、大学は相談・支援の申し出の機会を設け、必要と考えられる支援を行っている。現在本邦は「障害者の権利に関する条約」に批准し、障がい者への支援は「合理的

配慮」として考えることが多い。具体的にどのような配慮が必要かについては、相談、調整が必要である。

近年、日本学生支援機構の全国調査の報告¹⁾にあるように、障がいの中でも、内部障害、精神障害、発達障害等の割合が多くなり、多様で、個

1) 広島大学保健管理センター
 2) 広島大学アクセシビリティセンター

1) Health Service Center, Hiroshima University
 2) Accessibility Center, Hiroshima University

脚注

本文中の表記として、原則「障がい」としたが、「内部障害・視覚障害」など障害の内容を説明する場合や、法律・規則・固有名詞・文献などは原文のまま「障害」とした。

著者連絡先：〒739-8514 東広島市鏡山1-7-1 広島大学保健管理センター

人差も大きく、必要な支援も様々である¹⁻⁶⁾。また、授業における支援とともに、健康に関する支援、メンタルヘルスの支援なども、ケースバイケースであることが多くなってきた²⁻⁸⁾。学生の支援の中心は部局であるが、配慮内容の調整・決定、支援の実際にあたって、保健管理施設の担う範囲も大きいと言える。ここでは、大学における合理的配慮について、関係者間での合意形成・調整方法に関して、課題整理と検討を行う。

II. 大学における支援体制と合理的配慮

1. 大学における支援の基本と体制

大学での合理的配慮とは、「修学上必要な支援を行うが、均衡を失しない変更・調整で、過度の負担を課さないもの」であり、また、高等教育機関としての観点からは、教育の質を保ち、評価基準を変えないことが重要である。³⁾ 支援体制における役割の中心は部局による支援であるが、専門的組織として、保健管理センター等の保健管理施設は心身の健康管理、メンタルヘルス相談、カウンセリング、学生相談を行い、アクセシビリティセンター等の障がい学生支援組織は教務的なスケジュール管理、授業の情報保障、人・機器の配備などを担い、役割を果たす⁹⁻¹⁰⁾。

1) 合意形成・調整方法・支援体制の概要

広島大学（以下、本学とする）の支援体制について述べる。本学では、支援を組織的に確実に実施できるよう、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則を制定している。支援は本人からの申請に基づいて行い、申し出は入学前後のいずれの時期においても可能である²⁻⁹⁾。本人および関係者の支援に関する合意形成のために「合格後相談」を行う。「合格後相談」は、学生の所属部局が開催し、本人、支援担当関係の教職員が出席し、必要に応じて保護者等も出席する。本人のニーズと提供すべき支援内容を検討し、方向性に関して合意形成がなされる^{2, 6, 9)}。

その後、具体的な支援・配慮の内容を記載した「配慮願い」を、アクセシビリティセンターの助

言のもと障がい学生本人が作成する。「配慮願い」の内容は、障害についての説明に加えて、授業中の留意事項（座席位置、教室間移動、板書や話し方、教材の提示の仕方）、試験やレポート、不明な点の相談や連絡に関すること等が含まれる。障がい学生本人が「配慮願い」について「支援委員」へ申請し、「支援委員」は関係者に連絡を行う。学期終了時に実施状況を確認し、次の配慮の改善にかす⁶⁻⁹⁾。

2) 支援の二大別「教務支援」と「健康支援・心身支援」

我々は、障がい学生支援を保健管理の立場から見て「教務支援」と「健康支援」にわけたことを既に報告した²⁾。「教務支援」は、教育・学習に直接関係する支援で、授業支援、情報保障、試験の特別措置など、全学体制を整備し、一定基準で行う体系的支援である⁶⁾。一方、「健康支援」は、個別のニーズ・状態に対応する個別支援であるが、ここでは必ずしも健康そのものに限らないものもあり「心身支援」とする。これらの支援のバランスは個人により異なる。(図1)

教務支援は、身体の障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等）で行われることが多く、授業での情報保障、移動のための介助が中心であり、入学時から一定の支援内容を継続することが必要なものである^{2, 6)}。近年は支援ニーズとして、コミュニケーション・心理面への配慮が増加し、支援ニーズの個人差も大きく、同一者でも不定で、変化することも多いなど、支援の範囲、内容を決定することが困難な場合もある^{2, 6)}。このようなニーズを必要とする事例が増え、随時相談を繰り返し、調整しながら支援を進めていく必要がある。

3) 支援内容の相談過程

一般に、教務的な支援を行う場合の過程と、個別支援、健康支援を中心の場合の過程には異なる傾向がある。教務支援では、入学試験時の大学への相談の延長として、入学の時点で、所属部局に相談があり、アクセシビリティセンターへの相談とアドバイスを経て、部局に申請し、支援が始ま

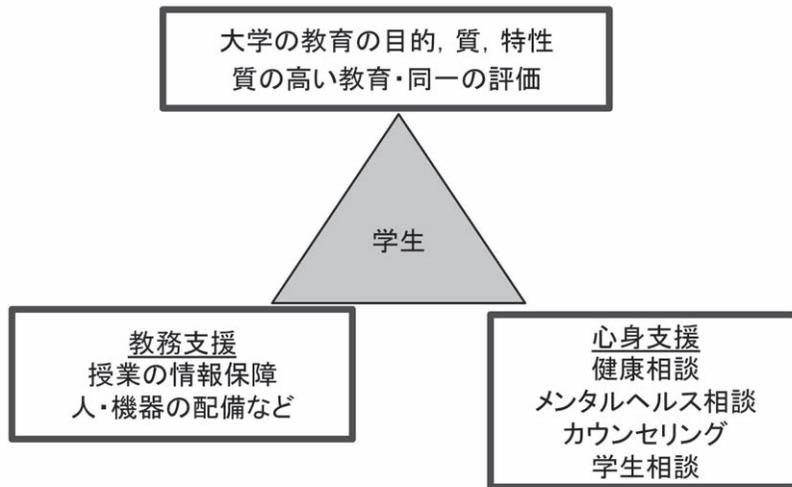


図1 障がい学生支援における需要

ることが多い。支援内容は先述の配慮願いを通して、授業担当者に伝えられる。学期末に体験聴取を行い、改善策を次の学期の支援に反映していく。学年進行とともに、体系的支援の範囲は減少していく。

一方、心身支援では、様々な時期に申し出があり、学年が進行してから初めての申し出がある場合もある。部局への相談がまず最初とは限らず、保健管理施設にまず相談があり、そこからスタートする場合もある。また、特に診断が既についている例などは、はじめにアクセシビリティセンターに相談があって、健康支援が必要と思われる例もある。したがって両センターの連携が重要であるが、保健管理センターが知り得た情報は守秘義務レベルの高い個人情報であり、情報共有が難しい場合が一般的である。そこで、アクセシビリティセンターサイドからの情報共有の手順、内容、範囲、作業分担の調整などを予め定めるなどの必要がある。また、学生にとっては、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルの向上のためのトレーニングも必要であり、教務、授業以外に、生活、就職活動などにおける連携も望まれる。保健管理センターは合理的配慮の形成過程に柔軟に

関わっていく必要がある。

2. 課題

これまでの情報支援を中心にした教務支援では、教材作成、支援者確保のためのマンパワーや支援者技術育成の問題があった^{9,11)}。しかし、心身支援の場合には、まず、情報を共有すること自体が、守秘義務上難しい場合がある^{2,12)}。保健管理施設を受診しても、本人の受容・自覚がないと、障がい学生支援室・アクセシビリティセンターへの相談に至らない。例えば、発達障害であることを自覚しての相談例は少なく、メンタルヘルス問題等を主訴とし、背景に障害が見つかる例も多い。このような場合、障害の受容も情報共有も困難である。そして、本人の了解がないと、指導教員、支援室担当者との連携・調整ができないということがある。支援の内容は、教職員の配慮による支援が中心であり、説明が難しい場合がある。そのため情報共有の手順、内容、範囲、作業分担の調整などを定める必要がある。

このように課題には、情報共有の難しさの他、本人の自覚、疾病・障害の受容がない場合支援が困難であること、配慮願いを出せない場合、外見

でわかりにくく、周囲への説明ができないこと、様々な時期に突然に申し出があり得ること、合理的配慮の範囲、内容が不明確であることなどがある。

3. 対応と展望

以上のような課題への対応には、まず、個人情報に配慮しながら情報共有を行うための連携として、意見交換会の開催、学内での情報共有のルール作成、共同参加の組織・委員会での対応が可能である。

対応が困難な事例については、部局を交えた検討会、合格後相談での決定事項の見直し、修正などのほか、共同の学内研修会の開催、他組織との連携を行うこともある。

さらに、コミュニケーションスキル・ソーシャルスキル向上策や外国人への対応を進めることもこれから必要である。また、教務、授業以外に、生活、就職活動などにおける連携も必要である。

III. 考 察

障がい学生への支援はどの教育機関でも従来より行っているが、本邦が障害者の権利に関する条約に批准し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律も施行されることで、法人では、職員対応要領を機関の長、法人等が定めることなどによって、より責任体制も明確になってきた。「合理的配慮」とは障害者の権利に関する条約第二条(平成26年1月20日批准)によると「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

大学における合理的配慮を検討するためには、教育機関としてすべての学生が同一で質の高い教育を受けることができるよう必要な調整を行わねばならない。大学の教育理念には総じて、自ら考え、判断し、表現することができる創造性豊かな

人材の育成に努めることがあり、高等教育機関として、教育の質を保ち、評価基準を変えないことが必要である。

支援の中で、教務支援と心身支援への対応のためにも、先述のように、部局を中心にし、同時に連携が取れる支援組織の協働作業を要する。そして、近年は教務支援だけでは対応が難しい発達障害やそれに準ずる心身の不調も多く、関係者間での相談、連携が重要であり、守秘義務、個人情報に注意しながら、情報共有を行い、臨機応変で柔軟な組織的対応・協働を行わねばならない。

IV. おわりに

近年、支援の対象も、内容・範囲もますます多様となっており、障がい学生支援を、より効果的に実施するためには、本人・関係者間での十分な相談が重要である。また、部局と専門組織、体制と個人での連携、協働をさらに強める必要があり、そのためにも、協働作業における情報共有の手順、内容、範囲、作業分担の調整などについて検討の上、臨機応変で柔軟な組織的な対応・連携が必要である。

【謝 辞】

本研究の一部はJSPS 科研費15K01683の助成を受けた。

本研究の一部は第45回中国四国大学保健管理研究集会(平成27年8月、徳島市)、並びに第53回全国大学保健管理研究集会(平成27年9月、盛岡市)で発表した。

文 献

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構: 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告(対象年度: 平成17年度(2005年度)から平成25年度(2013年度)), 2015.
- 2) 吉原正治, 岡本百合, 内野悌司, 他: 高等教育の障害学生支援における体系的支援と個別支援 —保健管理施設の役割と連携について—.

- CAMPUS HEALTH, 50(2): 137-142, 2013.
- 3) 吉原正治, 佐野(藤田)眞理子, 山本幹雄, 他: 高等教育における内部障害学生の修学支援と配慮. 総合保健科学, 27: 73-79, 2011.
- 4) 吉原正治, 日山亨, 佐野(藤田)眞理子: 大学生の多様性と全学支援体制の構築 —全国集計も含む—. CAMPUS HEALTH, 47(2): 1-6, 2010.
- 5) 佐野(藤田)眞理子, 山本幹雄, 吉原正治: 多様化する学生層と支援者育成. CAMPUS HEALTH, 47(2): 7-12, 2010.
- 6) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 山崎恵理, 他: 大学における障害のある学生への合理的支援とその課題 —広島大学の事例から— 総合保健科学, 31: 49-59, 2015
- 7) 三宅典恵, 岡本百合, 神人 蘭, 他: 社交不安障害に対する大学生の理解について. 総合保健科学, 30: 1-6, 2014.
- 8) 岡本百合, 三宅典恵, 仙谷倫子, 他: 発達障害に関する理解と認識: 大学生意識調査. 総合保健科学, 28: 1-8, 2012.
- 9) 吉原正治: アクセシビリティ支援における学内連携のあり方, 叢書インテグラーレ007大学教育とアクセシビリティ—教育環境のユニバーサルデザイン化の取組み, 広島大学総合科学研究科編, 佐野(藤田)眞理子・吉原正治・山本幹雄著, 丸善(株)出版事業部, 東京, pp126-141, 2009.
- 10) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 山崎恵理, 他: 大学におけるアクセシビリティ支援者の育成と人材活用: 広島大学の事例から. 総合保健科学, 30: 75-83, 2014.
- 11) 山本 幹雄, 岡田菜穂子, 佐野(藤田)眞理子, 他: 大学におけるアクセシビリティ支援のための実習受講者の動向. 総合保健科学, 28: 61-69, 2012.
- 12) 佐野(藤田)眞理子: アクセシビリティの概念, 大学生生活とアクセシビリティ, アクセシビリティ支援の全学体制, 叢書インテグラーレ007大学教育とアクセシビリティ—教育環境のユニバーサルデザイン化の取組み, 広島大学総合科学研究科編, 佐野(藤田)眞理子・吉原正治・山本幹雄著, 丸善(株)出版事業部 pp2-42, 2009.